

嘉曆伝承本万葉集の本文について

北井勝也

はじめに

嘉曆伝承本は卷十一のみの零本ながら、この巻の非仙覚本系統の伝本が十分でないことから、仙覚本に対する貴重な校勘資料として扱われてきた。しかし、非仙覚本として嘉曆伝承本を批判するに足る伝本がなかったことは、その本文研究の障害となっていた。嘉曆伝承本についての研究が著しく手薄なのは、分量の少なさや書写の新しさ、また書入がほとんど見られないなどの事情もあるにしても、多くこの点によると見られる。したがって、広瀬本の出現は嘉曆伝承本の研究に大きな可能性をもたらした。広瀬本の諸本研究上の意義は多岐にわたるが、このような面でもそれは大きい。本稿はこうした状況をふまえて、嘉曆伝承本の本文を見直し、その伝本としての性格を探ろうとしたものである。

広瀬本出現以前において、卷十一の校勘に占める嘉曆伝承本の位置はたいへん大きかった。したがって、独立異文ながらもよるべきとして、現行本文に採られた例も多い。そのいくつかを列挙するな

二三七三 夕方任（諸本「枉」

二五〇四 有度鴨（諸本「戀」

二五一二 馬之音曾為（諸本「足音」

二七〇八（二云） 名耳所縁而（諸本「耳之」

二七四三（或本歌） 留牛馬浦之（諸本「牛鳥」「鳥」

などである。そして、こうした例の中に広瀬本の支持を得たものがあるのは注目される。

眉根削鼻鳴紐解待哉（二四〇八）

便宜上、寛永版本によつて本文・訓とも示した（以下に一首を原文で掲出する例も同じ）。仙覚本の伝える結句「念吾君」については、はやく近世諸注も不審を唱え、万葉考は「君」を「妹」の誤りとした。ところが嘉暦伝承本には「君」がなく、これによれば殊更に誤字説を持ち出さずとも歌意は通る。よつて現行本文はいずれもこれを採用する。そして、広瀬本が同じく「念吾」に作ることは、その伝来の確かさを裏付けることとなった。

妹戀モトメコイ吾哭ワガク涕ナミダ敷妙木枕通ツキマツコト而袖副所沾ニテスベソシヅメ（二五四九）

第四句「木枕通而」は嘉暦伝承本に「木枕通」とあり、現行本文これによる。「コマクラトホリテ」では字余りとなるからである。旧訓では「木」を不読字とし、これに対処するが、嘉暦伝承本によればその必要はない。そして、広瀬本にも同じく「而」がない。

且戸遣ヤマトノシヤ速莫ハヤカ開味澤相目之乏流ヒラキアサヒノミナシノナガ君令夜來座キミノヨコヨコニカサ有アリ（二五五五）

初句「遣」字は仙覚本が伝えるものの、不審であつたらしく、西本願寺本以下の文永本系統の伝本に、その左に「古無」とある。これは古本に「遣」字がなかった旨の注記だが、この本文を伝えるのが嘉暦伝承本であつた。これによつた現行本文の判断は、広瀬本が同じく「遣」を伝えないことによつて支持された。

以上が従来嘉暦伝承本の独立異文にして、現行本文に採用されてきたものと、広瀬本とが一致した例である。これらは広瀬本の出現

によつて、強力な支持を得たことになる。

ここでさらに注意されるものがある。それは、嘉暦伝承本の本文で可能なものでありながら、独立異文ということもあつてか、これまで現行本文に採られなかつた例と広瀬本とが一致したものである。

長谷司ハシラ槻下キノシノ吾隠ワガカズ在妻ニメ赤根刺所アカネノサシ光月夜ミツキヨ遊人見點ユメノミツ鴨カモ（二三五三）

第三句「吾隠在妻」は仙覚本の伝える本文で、嘉暦伝承本には「吾所隠在妻」とあつた。この「所」字は当該歌第五句「所光月夜」の場合と同じく、連体修飾を示す用法と理解でき、集中に「人所ヒトノ寐味宿ノド」（⑪三三六九）、「人所見表ヒトノミタビ」（⑫二八五一）、「事靈之所コトノミタビ佐國サキ」（⑬三二五四）、「所宿有人ノドニヒト」（⑭三三三三六）など同様の例も少なくない。よつて嘉暦伝承本の本文も可能なものである。にもかかわらず現行本文で嘉暦伝承本によるものがなかつたのは、それが独立異文であることと、仙覚本によつても問題がないことによるう。しかし、広瀬本が嘉暦伝承本と同じく「吾所隠在妻」に作る事が明らかとなり、状況は変わった。二流の伝来を認める立場ももとよりあるが、いずれかが伝写過程で生じた二次的本文であるならば、仙覚本の本文がそれである蓋然性が高い。この文字列において、「所」の脱字はあり得ても、衍字が起ることはまずないと見られるからである。広瀬本出現後に刊行されたテキスト・注釈書のうち、補訂版塙書房本・小学館新編全集本が「吾所隠在妻」を採る。

我妹戀無之夢見吾雖念不所寐(二四二)

結句「所」字が問題となる。ここでの使用は前歌の場合と異なり、可能の助動詞「ラユ」にあてた用法である。集中「所」字はこうした受身・可能・自発の助動詞「ユ」「ラユ」や、尊敬の助動詞「ス」にあてた用法がむしろ一般的である。したがって、仙覚本が伝えるこの本文に殊更不都合はなく、ためにここを「可」に作る嘉暦伝承本の独立異文は顧みられなかった。しかし、広瀬本もここを「所」ではなく「可」に作ることは、この伝来を見過すことを許さなくした。「不可寐」でも「イネラエナクニ」と訓めることは、

九月その初雁の使ひにも思ふ心は可聞来ぬかも(⑧一六一四)の例によっても確かめられる。もとより「所」字に比して「可」字のこうした用法は少ない。また、両字には誤写の例も多い。しかし、そのことは両字の用法の多寡に照らして、かえって「可」の伝来の信憑性を高めるのではないだろうか。そして、この例でも補訂版塙書房本と小学館新編全集本はいち早く「可」を採用している。

争者神毛悪為縦味八師世副流君之悪有莫君爾(二二五九)

結句「悪有莫君爾」は古葉略類聚鈔および仙覚本の伝える本文で、「ニクカラナクニ」と訓むことに問題はない。ここを嘉暦伝承本は「悪有莫名」とし、広瀬本もこれと同じに作る事が明らかとなった。ただし、このままでは訓みようがなく、「名」は「君」の誤り

と考えられる。つまり、両者の伝来を「爾」の有無についての対立異文と見ることができるのである。そして、問題は仮名として「君」字をどのように位置付けるかにある。古葉略類聚鈔・仙覚本の本文では「君」字を「ク」の音仮名として用いている。こうした例は集中にも「筑紫の君仁は」(⑤八六六)、「盛り過ぎ由君」(⑧一六〇〇)、「み空ゆく君母にもがもな」(⑭三五二〇)、「さ雄鹿奈君も」(⑮三六八〇)のようにあり、不審はない。一方、嘉暦伝承本・広瀬本の本文では「君」を「クニ」にあてている。これは字音の韻尾に母音を添えて二音節とする、二音仮名としての用法となる。こうした例も「見れど飽かな君」(⑨一七二二)、「思ほゆら君」(⑩二一八四)、「我が思はな君」(⑪二五二三)、「憎くあらな君」(⑫二七二九)をはじめ集中に稀ではない。このように、この対立異文は広瀬本の出現によって、有力な古写本群による対立として注目されることとなった。なお、類聚古集はここを「悪有莫名久尔」に作る。同じく「名」の誤りを伝えることは、この誤写の古さを窺わせるが、これを生かして「名久尔」とするのは、「莫」とのかかわりから不審であり、作為も疑われる。因に、当該例については補訂版塙書房本が「悪有莫君」とし、嘉暦伝承本・広瀬本によって「爾」を除く。

如是谷袋妹乎待南左夜深而出来月之傾二手荷(二八二〇)

結句「二手」は仙覚本が伝える本文で、これを「マデ」と訓むの

は、両手の意の「マデ」を助詞にあてた借訓と理解できる。集中にはなお「左右手」(⑦一一八九、⑩三三二七)、「諸手」(⑩一九九七)を「マデ」にあてた例もあり、同様に考えられる。ここを嘉暦伝承本は「万手」に作る。この場合、「万手」は各々一音節を表す仮名となる。ただ、「万」は音仮名、「手」は訓仮名である。訓仮名「手」はもとより清音だが、濁音にあてることに問題はない。そして、広瀬本が嘉暦伝承本と同じく「万手」に作る事が知られ、ここにも有力な古写本群による対立異文が生じることとなった。なお、類聚古集はここでも「末手」と孤立的本文を伝える。因に、この例については小学館新編全集本が「万手」を採用している。

以上のような例にあつては本文校勘の根本的な見直しが必要である。

二

前節での例が示すように、非仙覚本系統の伝本が恵まれない状況にあつては、たとえそれが独立異文であつても慎重に対処する必要がある。今後それを支持する伝来が出現しないとは限らないからである。このような認識に基づいて、いま一度嘉暦伝承本の独立異文から可能と思われるものを見てゆきたい。

健男現心吾無夜世不云戀度(二三七六)

初句「健」は広瀬本ならびに仙覚本が伝える本文である。ここを嘉暦伝承本は「建」に作る。集中「マスラヲ」を「健男」と記した例はいま一つあり(⑩三三四)、一方「建男」も一例ながら見える(⑩三三六)。そもそも両字が通用であることは木村正辞「万葉集文字弁証」の指摘にも詳しい。

垂乳根乃母白者公毛余毛相鳥羽梨丹年可経(二五五七)

第二句「母白者」は広瀬本・仙覚本の伝える本文である。ところが嘉暦伝承本は「母白七」に作る。嘉暦伝承本には訓がないが、この場合「ハハニマヲサナ」と訓むことができ、「ナ」は勧誘の終助詞と理解できる。用字としても訓仮名「七」の例は、「志賀にあら七くに」(⑨二六三)、「恋ひ渡り七め」(⑩三三九八)をはじめ集中に例がある。歌意から見ても十分可能であり、既に定本・全註釈・岩波大系本などは「母白七」を採る。

紅之深染衣色深染西鹿齒蚊遺不得鶴(二六二四)

木國之飽等演之忘貝我者不忘年者雖歴(二七九五)

ともに第二句を寛永版本と同じに作るのは、広瀬本・類聚古集・古葉略類聚鈔、そして仙覚本である。しかし、嘉暦伝承本はそれぞれ「深染之衣」「飽等之演之」とし、いずれも「之」が加えられている。諸本状況から嘉暦伝承本の誤写が疑われるものの、本文として不可能なものではない。

千葉破神之伊垣毛チハヤワカミノイカキモ可コ越コ令シ者ハ吾ワ名ナ之シ 惜シ無ク (二六六三)

第三句「可越」は広瀬本・類聚古集・古葉略類聚鈔および仙覚本の伝える本文である。これを嘉暦伝承本は「可超」に作る。「越」と「超」は同義字であり、当該歌の類想歌に

木綿掛けて齋ふこの社コト可超コト思ホゆるかも恋の繁ハきに

(⑦二三七八)

とあることは、嘉暦伝承本の本文を誤写として安易に処理することとを躊躇させる。

玉蟬タマシメ石垣淵イシキノ之ノ隠庭カクレニハシメ伏ヒト以ト死ナ汝キ名ナ羽ハ不ハ謂ハ (二七〇〇)

第四句を右のように伝えるのは、広瀬本・類聚古集・古葉略類聚鈔および仙覚本である。訓は諸本すべて「フシテシヌトモ」とある。この本文と訓との齟齬から、はやく万葉考に「以」を「雖」の誤りとする誤字説が出された。この誤字説については、佐竹昭広氏も訓

読資料からの逆推による本文批判という独自の立場から支持された。⁹⁰そして、現行本文にこれを探るものも多い。一方、誤字説を探らず、「以」は「而」に通じることから「トモ」を補説し、「伏以死」

のままで「フシテシヌトモ」と訓む説(小学館新編全集本)、また「以」を助詞「イ」にあてた首仮名と見て「フシイシヌトモ」と訓む説(全註釈)など異説も多い。そして、ここを嘉暦伝承本は「伏死」に作る。つまり、問題の中心とも言える「以」字をそもそも伝

えないのである。このままで「フシテシヌトモ」と訓むことももとより可能であり、独立異文ながら注目すべき伝来である。

三

如上の例は嘉暦伝承本の本文のうち積極的に評価されるべきものであった。翻つて、嘉暦伝承本にも伝写を経てきた本として、後世的なものが混入していることは十分に予想される。次にそのような例を検討してゆこう。

夕タト爾ニ毛モ占フ爾ニ毛モ告フ有コ令レ夜コ谷レ不キ来キ君サ乎ハ何イ時イ將カ待マ (二六一三)

第二句は「ウラニモノレル」が現在定訓となっている。「告」は広瀬本ならびに仙覚本が伝える本文で、旧訓のように「ツグ」と訓むことも可能であるが、当該歌の場合は占いかかわるものであることから「ノル」がふさわしい。このあたりの差異を『時代別国語大辞典上代編』(「のる」の項目の「考」)は、

ツグ・イフ・カタル・トフなどの語と違って、ノルは、本来呪力を持った発言であつたらしい。祝詞や宣命におけるその用例の多さは、十分この語の意味の重要さをうかがわせる。(中略)万葉などでも、ノルは人の名を言うときや、うらないに関するものが大部分である。告げる・言うなどよりもやや重く、宣言するなどの意の方が適切であろう。

と説明する。旧訓にとどまらず、諸本の訓にいずれも「ツグ」とあるのは、動詞「ノル」のもつ「呪力」の失われた時代の付訓として到し方ないと言える。

一方、嘉暦伝承本は「告」を「吉」に作る。両字は誤写例も多く取り上げるまでもないかもしれない。しかし、訓が「うらにもよくあり」とあり、本文と一致していることは注意を要する。なぜなら、写本の意改は誤った訓にあわせて本文を改めるという経過をたどるからである。つまり、諸本と同じく古代的心性を喪失した時代の付訓が、この場合さらに本文改変をも引き起こした疑いがもたれるのである。ただし、当該歌は拾遺抄ならびに拾遺和歌集に「うらにもよくあり」として見える。このことは「吉」の伝来の古さを窺わせ、この本文が嘉暦伝承本の意改である可能性の低いことを示唆する。

木海之名高之浦爾依浪音高兜不相子故爾（二七三〇）

初句「木海之」は広瀬本・類聚古集・古葉略類聚鈔および仙覚本が伝える。ここを嘉暦伝承本は「大海之」とし、訓も「おほうみの」とある。名高の浦は和歌山県海南市名高の海浜である。したがって、「木海之」に不審はない。ただ、「紀の海の名高の浦」とつづくのは当該歌のみで、集中名高の浦の残る三例（⑦一三九二、一三九六、⑩二七八〇）は、いずれも「紫の名高の浦」とある。そして、これら名高の浦の歌について村瀬憲夫氏は「現地詠ではなく、都での机

上詠であろう、歌枕化した名高の浦詠であろう」と結論づけられ、さらに「歌枕化した机上詠としての名高の浦は、その地名が持っている恋歌の発想も与して、後世にも詠み継がれていくこととなったのである」と指摘された。¹⁰ こうした段階では「紀の海」と「名高の浦」との結びつきは重要でなく、五代集歌枕・八雲御抄には名高の浦を遠江としている。

このような状況をふまえた時、嘉暦伝承本の「大海之」は後世の作為ではないかとの見方が出てくる。つまり、名高の浦が紀伊ではなく、遠江であるといった認識から付された訓「おほうみの」にあわせて本文まで改変した意改が疑われるのである。ただし、これを嘉暦伝承本の意改とするには広瀬本の示す様態が気がかりである。広瀬本は影印によるかぎり、もと「大」とあったものを「木」に直しているらしく、右に合点をかけた「大」の書入もある。そもそも「大」と「木」とは誤写の可能性も高い。「大海之」が後世的本文であることは確かながら、意改との判断は下しかねる。

三島江之入江之藤乎荆爾社吾乎婆公者念有来（二七六六）

第二句「藤」は広瀬本・類聚古集ならびに仙覚本が伝える本文である。これを嘉暦伝承本は「蘆」に作り、訓も「いりえのあしを」とある。当該歌の上二句は序であり、「刈り」に「飯」をかける。したがって、「蘆」でも不都合とは言えない。ただし、集中「三島

江」の例は、他に

三島江の玉江の蕨を標めしより己がと思ふいまだ刈らねど

(⑦一三四八)

しかなく、

三島昔いまだ苗なり時待たば着すやなりなむ三島昔笠

(⑩二八三六)

をも含めても、「蕨」を取りあわせたものはない。ところが後世三島江は歌枕として多く歌に詠まれ、その際「蕨」とともに

三島江につのぐみわたる葦の根のひとつよのほどに春めきにけり

(後拾遺和歌集、四二、好忠)

のように「蕨」が取りあわされたものも多い。

これをふまえて嘉暦伝承本の「蕨」を見た時、後世心による意改が疑われる。ただ、両字の字形の近さは、この異文が誤写によって生じたことをも同程度に疑わせる。

以上のように、嘉暦伝承本にも後世的本文は存在する。しかし、そのいずれもが意改によるとの連断を許さないものであった。このことは、かえて本文の校勘価値の高さを示すものと言える。

おわりに

以上、嘉暦伝承本の本文を、広瀬本の出現を経た現在の状況にお

いて検討してきた。そして、改めて校勘資料としての価値の高さが示される結果となった。

嘉暦伝承本は本文と別筆の奥書に、嘉暦三年の年紀とともに、それまでに少なくとも二回の伝承を経ていることが記されている。本文の書写は鎌倉時代初期まで溯ると見られているが、それでも非仙覚本系統の伝本としては新しい方に属する。こうした伝本に後世的なものが混入しているのは、むしろ当然である。ただ、第三節で検討したように、それらのうち筆写者の賢しらかな意改に出たと確認できるものが見出せないのは、本文の性格を示唆する。

嘉暦伝承本については、その特色ある訓の様相を通して、かなり早い時代の面目を存するとの指摘があった。¹⁾そして、本稿は本文についても同様の指摘が適切であることを確認したい。

注

(1) 二四七五番歌本文の下に「草見或本」とあるのが、本文にかかわる唯一の書入である。

(2) ただし、広瀬本は「化」に作る。また、仙覚本でも手偏・獸偏になっているものがある。

(3) この例については、広瀬本・類聚古集・古葉略類聚鈔の伝える本文「留牛島浦之」(古には「之」なし)によって「二

ホノウラノ」と訓む説（稿書房本・小学館全集本など）、また仙覚本の本文「留鳥浦之」によって「アミノウラノ」と訓む説（釈注）がある。

(4) 略解・古義も二八〇八番歌を勘案し、その誤りを指摘する。

(5) 考・略解・古義などは「木」を「之」の誤りとして、第三句に付けて処理する。

(6) 以上の例は補訂版稿書房本の訓によって挙げたが、別訓も行われている。ただし、用法としての理解に差はない。

(7) 「二手」の例もなお三例（①七九、③三三八、⑩一九〇二）ある。また、「左右」の例も多い（②一八〇他）。

(8) 「万葉集本文批判の二方法」万葉第四号、昭和二七年七月（『万葉集抜書』所収）。

(9) 木下正俊氏「万葉集写本の意改」文学第四八卷第二号、昭和五五年二月。

(10) 「黒牛潟と名高の浦——紀伊万葉の研究——」中京大学上代文学論究第二号、平成六年三月（『紀伊万葉の研究』所収）。

(11) 校本万葉集首巻「万葉集諸本系統の研究」二八三頁。なお、同書新增補追補「広瀬本万葉集解説」（二一七頁）には、広瀬本に訓があるにもかかわらず、嘉暦伝承本に無訓の歌が多数あることから、「このことは嘉暦本が広瀬本の祖本である

冷泉本系の写本などよりも格段に伝来が古いことを証するの
であろう」との指摘がある。

（きたい かつや／本学非常勤講師）